

個人情報保護委員会（第 359 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 6 月 10 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
戸梶総務課長、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、
安蒜参事官

4 議事の概要

（１）議題 1：国税庁長官（国税関係事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「承認するという審査結果案については賛成であるが、その上で意見を申し上げる。今回の再実施は、税務行政をより効果的かつ効率的に実施するための次期システム導入に伴い、事務フローが変更になるために行われるものと理解している。新たな事務フローでは、外部委託によるデータ分析業務や、国税庁職員による外部とのやり取りに加えて、G S S 端末に特定個人情報を含むデータをダウンロードして臨場先で使用するなど、積極的なデータ活用が予定されている。

一方、増加するリスクに対応するため、高性能な G S S 端末を導入し、イレギュラーな事態をシステムで常時監視する等の対策も導入される予定となっている。それらの対策が有効に機能するためには、各職員のコンプライアンス意識をより高めることや、上長や監査担当者による適切なモニタリングが、より重要になると考えられる。資料 1－2 の【個人情報保護委員会による審査記載事項】（３）の「組織的及び人的安全管理措置」について、記載内容に変更は無いが、評価実施機関である国税庁においては、再徹底をお願いしたい」旨の発言があった。

本評価書について承認され、国税庁に対し、評価書が承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知することとなった。

なお、本議題については、資料 1－1 及び 1－2 とこれらの資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

（２）議題 2：監視・監督について

※内容について非公表

（３）議題 3：令和 7 年度第 4 四半期における監視・監督の状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

木田委員から「サイバーアタック自体が個人情報の不正取得に当たるが、エスカレートするばかりで、事業者におかれては不断の安全管理措置が求められている実情が如実に表れていると感じる。事例を他山の石としてもらうべく、指導内容が広く共有されるよう、啓発・広報活動を行っていただきたい。

一方、事業者自体が個人の権利・利益を脅かしている、個人情報の不適正取得や第三者提供違反も散見される中、報告書においても、その他の事案として挙げられている。こうした事案については、漏えい等報告のような義務化された情報提供スキームがあるわけではないため、捕捉するのが難しいと思うが、不断の監視、すなわち、総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）などの多角的なチャネルにより、引き続き情報収集に努めていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「１点目の不正アクセスによる漏えい等事案に対する安全管理措置の観点からの指導内容の啓発・広報については、四半期報告による公表や、特に重要な個別事案に関する公表に限らず、サイバーセキュリティ関係省庁・機関との情報共有や、認定個人情報保護団体の対象事業者向けの各種の研修で紹介していくなど、しっかりと啓発・広報を進めていきたい。

２点目の漏えい等以外の事案に関する情報収集については、委員の御指摘のとおり、不断の監視方法について多角的なものとし、幅広く情報収集を行っていくことが肝要であると認識している。具体的には、昨年４月にホームページ上で、相談ダイヤルにおいて受け付けている苦情内容について、やや詳しい具体例を示したほか、ＰＩＯ－ＮＥＴ（全国消費生活情報ネットワークシステム）で収集・蓄積している消費者からの多数の苦情から、個人情報に関する問題がありそうなものを抽出し、調査を進める等の取組を行っており、一部、執行につなげている事例も出てきている。今後、関係省庁との連携をより密なものにすることなどにより、調査能力を高めていき、有効な執行につなげていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

- （４）議題４：令和７年度第４四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「資料４の１２ページ、表中の個人情報保護法相談ダイヤル（民間部門）に寄せられた質問のうち、「漏えい等の報告等」に関する回答等内容について、相談者の置かれている状況を完全に承知していない状況の下、断定的な判断を示すことはしていないと認識している。ここで挙げら

れている漏えい等に関する相談であれば、事案から想定される施行規則第7条の各号への当てはめは、あくまで相談者の理解を促すために仮定的に行っているものであり、これを踏まえて「委員会への報告」等の求められる対応を説明するといった回答ぶりが適切であると考える。現在の記載では、「施行規則第7条第3号に該当する」と言い切っているかのように誤読されるおそれがあると思うので、先に述べた点が明確になるような記載とすることを提案したい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「相談ダイヤル等での回答方法については、委員の御指摘のとおりである。実際の説明においては、施行規則各号への該当性の判断は、相談者に委ねており、断定的な説明は行っていないので、御指摘の点が明確になるよう、こちらの記載を、仮定を置いた記載に修正したい。具体的には、「施行規則第7条第3号に該当する場合など、施行規則第7条各号に掲げる報告対象事態を知ったときは、委員会への報告及び本人への通知を行う必要がある旨を説明」といった記載に修正し、公表したい」旨の発言があった。

手塚委員長から「清水委員からの意見を踏まえ、御指摘の点が明確になるよう、仮定を置いた回答ぶりに修正することとする。文案の詳細については、私に御一任いただきたい」旨の発言があった。

本議題については、委員会審議における意見を踏まえ、資料4の記載内容の一部を委員長一任として修正することで、決定することとなった。

以上